

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大城ビル

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十六番一、二十六番三、二十六番四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。

屋外自動車・自転車駐車場の位置等について、利用者への周知を徹底してください。

駐車・荷さばき施設の出入口については、視認性及び安全性を確保してください。

深夜営業に伴う騒音等の問題が懸念されるので、適切な対策・対処をすること。

二 縦覧期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年七月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター